

2026年5月22日

お客さま各位

株式会社北海道銀行

「投資信託取引約款・規定集」の改定について

北海道銀行は、お客さまの利便性向上と手続きの簡素化を目的として、2026年5月25日（月）より投資信託口座開設の対面時における電子受付を開始するとともに、投資信託口座用のお届出印を廃止します。

また、これらの取り組みに伴い「投資信託取引約款・規定集」を改定しますのでお知らせいたします。

本改定後、新規のみならず投資信託口座をご利用中のお客さまにおかれましても、対面での投資信託取引時は、指定預金口座のお届出印をご使用いただくこととなります。

当行では引き続き、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2026年5月25日（月）

2. 改定内容

「[投資信託取引約款・規定集](#)」に収録されている「投資信託受益権振替決済口座管理約款」を改定いたします。別紙をご確認ください。

以 上

「投資信託取引約款・規定集」の新旧比較表

株式会社北海道銀行

2026年5月25日より「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の一部を以下のとおり変更させていただきます。

※ P 1～に記載する以下の下線部を変更。

| 旧 (2026年5月24日以前) | 新 (2026年5月25日以降) |
|--|--|
| <p>(振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から<u>当行所定の「振替決済口座設定申込書」</u>によりお申し込みいただきます。その際、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>2 当行は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>(当行への届出事項) 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、<u>お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等</u>とします。</p> <p>(振替の申請) 第6条2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 3 振替先口座およびその直近上位機関の名称 4 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 5 振替を行う日</p> <p>附則 この約款は、2023年8月15日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>(振替決済口座の開設) 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から<u>当行所定の申込み方法</u>によりお申し込みいただきます。その際、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>2 <u>当行所定の申込み方法とは、システムによる電子受付を指します。システム受付が不可の場合は、書面による受付とします。</u></p> <p>3 当行は、お客様から<u>当行所定の申込み方法にて振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</u></p> <p>4 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>(当行への届出事項) 第5条 当行所定の申込み方法にて届け出された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、<u>お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号等</u>とします。</p> <p>(振替の申請) 第6条2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、<u>当行へ届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</u> 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 3 振替先口座およびその直近上位機関の名称 4 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 5 振替を行う日</p> <p>附則 この約款は、<u>2026年5月25日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |